

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年6月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中11名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は松本会長が欠席しておりますので、議長を2番委員 青木一巳副会長にお願いいたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、5番 柏木伸夫 委員と、6番 吉永新一 委員にお願いいたします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いいたします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。
「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

11番委員

■通り番1

通り番1について説明します。

譲渡人の■■■■さんは、現在、福岡市に住んでおり、帰郷して管理するというのが難しいので、譲受人の■■■さんに贈与ということになりました。

特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長	議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。
7番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について、説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんが耕作管理できないので、■■■■さんに売買するというものです。現状は、保全管理している状態ですが、■■■■さんが営農再開されるということです。</p> <p>場所は、久永医院前の道路の向かい側を入れて少し進んだ先にあります。</p> <p>特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。
9番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について、説明します。</p> <p>場所は、薬師寺のお宮の川を渡って、斜め前の農地です。以前、この農地の横を転用した■■■さんが譲り受けて畑として利用するとの事です。</p> <p>特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

<p>議 長</p> <p>2番委員</p>	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4について、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>■通り番4、5、6</p> <p>通り番4、5、6について、続けて説明します。</p> <p>まず、通り番4ですが、譲渡人の■■■■■さんの農地を以前耕作されていた■■■■■さんへ贈与するというものです。</p> <p>続きまして、通り番5ですが、譲渡人の■■■■■さんの農地を現在耕作されている■■■さんへ売買するという事です。</p> <p>続きまして、通り番6ですが、譲渡人の■■■■■さんの農地を親戚にあたる■■■さんが買い受けて、耕作されるということです。</p> <p>通り番4から6につきまして、関係書類も揃っており、営農についても特に問題もありませんので、ご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第1号の通り番4から6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
<p>全 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>全員異議なしとのことですので、議案第1号については、全て原案通り可決いたします。</p>

議案第 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見
決定について

議 長

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件でございます。

「議案第 2 号、通り番 1 から 2 を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

1 2 番委員

■ 通り番 1

通り番 1 について、説明します。

申請人の■■■■さんが、自分の農地に入るための進入路に転用するものです。

場所は青豊高校正門前の通りを東芝方面に行く途中に片平池があります。そこの四つ角を右に曲がり、50 m ほど進んだ所に右に入る道があります。そこを入り 30 m くらいの右側にある農地です。

申請地は用途区域内にあり、関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長

議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議 長

無いようでございますので、続きまして通り番 2 について、地元委員の説明をお願いします。

6番委員	<p>■通り番2</p> <p>通り番2について、説明します。</p> <p>申請人の■■■■さんが、申請地を貸駐車場として転用するものです。</p> <p>場所は、ミナト電機のすぐ西側です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第2号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
<p>議案第3号</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について</p>	
議 長	<p>続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。</p> <p>「議案第3号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」</p>

議 長	議案第3号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
1 1 番委員	<p>■ 通り番 1</p> <p>通り番 1 について、説明します。</p> <p>場所は、竹の下の県道沿いにあります。現状は、遊休農地です。その農地に太陽光発電設備を設置するということです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番2について、地元委員の説明をお願いします。
1 2 番委員	<p>■ 通り番 2</p> <p>通り番 2 について、説明します。</p> <p>譲渡人の■■■さんの農地を■■■■さんが譲り受けて進入路に転用するものです。■■■と■■■さんは兄弟であり、■さんが入口に家を建てており、進入路が無いということで、家を建てた当初から進入路として譲り受けることを約束していたそうです。</p> <p>申請地は用途区域であり、関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

6番委員	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について、説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは、親子関係です。</p> <p>贈与を受けて■■さんが自己住宅を建てるということで、申請がっております。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第3号については、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">議案第4号</p> <p style="text-align: center;">農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>

議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。
	議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について
議 長	議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第5号の農業振興地域計画変更申請に対する意見の決定について、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしとのことですので、議案第5の意見決定については、除外相当、編入相当として豊前市に回答いたします。

議案第 6 号
非農地証明交付申請の承認について

議 長

議案第 6 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

「議案第 6 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第 1 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

3 番委員

■通り番 1

通り番 1 を説明します。

申請地は、岸井の木城石油から南に進み左側にアパートのある四ツ路を右側に入ってすぐにある池の道を挟んで向かい側の土地です。昭和 51 年 4 月 12 日付で、農地法第 5 条の許可を受けて一般個人住宅に転用する計画でありましたが、造成まで行ったところで計画がなくなってしまったようであります。

先日、現地確認をしたところ、農地としての復旧は困難であると認められます。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長

議案第 6 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長

無いようでございますので、議案第 6 号の非農地証明交付申請の承認については、原案通り可決してよろしいですか。

全 員

異議なし

議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 6 号は、原案通り可決いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案第 7 号</p> <p>令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、並びに令和 4 年度最適化活動の目標設定等の決定について</p>
議 長	<p>議案第 7 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、並びに令和 4 年度最適化活動の目標設定等の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>『令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)』及び『令和 4 年度最適化活動の目標設定等(案)』について、資料をもとに説明。</p>
事務局	<p>『令和 3 年度点検・評価(案)』及び『令和 4 年度最適化活動の目標設定等(案)』についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 7 号について事務局の説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。</p>
8 番委員	<p>農林業センサスは、5 年に 1 回の調査だと思うが、次回の調査があるまでは、農家戸数等の数字はそのままですか。</p>
事務局	<p>直近の農林業センサスを記載することとなっているため、次回の調査までは変更はありません。</p>
8 番委員	<p>事務局としては、農林業センサスの統計は把握しているのですか。</p>

事務局	公表されている結果は、統計担当部局より情報提供を受けて把握しています。
8番委員	分かりました。
議長	ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標設定等の決定について、原案通り可決してよろしいですか。
全員	異議なし。
事務局	評価及び活動計画について、審議、可決されましたので、(案)をはずしていただきたいと思います。 つきましては市のホームページなどに掲載し、農業者等より1年間意見を募集いたします。
議長	以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、6月の定例総会は終了いたします。
閉 会 の 宣 言	
10時40分閉会を宣言する。	